

昭和二十五年農林省令第六十二号

農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則

農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）を実施するため、及び同法に基き、農林物資規格法施行規則を次のように定める。

（登録試験業者の登録の申請）

第一条 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号。以下「法」という。）第四十二条の登録の申請は、農林水産大臣に対して行う。

（試験等の証明書の記載事項）

第二条 法第四十二条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 証明書の発行番号、頁及び発行年月日
- 二 証明書を発行した試験業者（法第四十二条に規定する試験業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに証明書の発行業務を執行する役員又は職員の名及び氏名
- 三 試験等（法第二条第二項第三号に規定する試験等をいう。以下同じ。）の依頼者の氏名又は名称及び住所
- 四 試験等を行った農林物資の種類、識別、特徴及び状態
- 五 試験等を行った年月日並びに当該試験等の結果及びその結果に付随する情報
- 六 試験等を行った農林物資が、受領から証明書の発行までの時間の経過に伴ってその形質に変化を起し、試験等の結果に影響を与える蓋然性が高い場合には、当該農林物資を受領した年月日及びサンプリングの実施日
- 七 サンプリングの方法が試験等の結果の妥当性又は適用に影響を与える蓋然性が高い場合には、当該試験等を行った農林物資に関するサンプリング計画及びサンプリング方法
- 八 試験等の方法及び当該試験等の方法が定められている日本農林規格の名称

（登録標準）

第三条 法第四十二条の農林水産省令で定める標準は、次のとおりとする。

- 一 表示する事項は、日本農林規格による試験等を行う試験所（法第四十四条第一項に規定する試験所をいう。以下同じ。）であることを意味する事項とし、その様式は農林水産大臣が同項に規定する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準であつて試験等の方法の区分ごとに定めるものごとと告示で定める。
- 二 表示の方法は、農林水産大臣が試験等の方法の区分ごとに告示で定める。

（登録試験業者の登録）

第四条 法第四十三条第一項の登録の申請は、別記様式第一号による申請書に手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 二 次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 試験等に関する業務以外の業務を行っている場合は、全体の組織に関する事項
 - ロ 試験等に関する業務に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在及びその所有又は借入れの別
 - ハ 試験等に関する業務を行う施設の概要
 - ニ 試験等に関する業務を行う組織に関する事項
 - ホ 試験等に関する業務の実施の方法に関する事項
- 3 第一項の申請書の提出は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して行うものとする。

（登録試験業者の登録の区分）

第五条 法第四十三条第一項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

- 一 飲食料品に係る試験等の方法
- 二 木材又は竹材に係る試験等の方法
- 三 飲食料品並びに木材及び竹材以外の農林物資に係る試験等の方法

（登録試験業者登録台帳への記載）

第六条 法第四十四条第一項の登録は、別記様式第二号による登録試験業者登録台帳に記載して行う。

（登録試験業者の登録の更新に係る準用）

第七条 第四条の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の登録の更新の申請について、第五条の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の農林水産省令で定める区分について、前条の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。

（登録試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

第八条 登録試験業者（法第四十四条第二項第二号に規定する登録試験業者をいう。以下同じ。）は、第四条第二項第二号（イ及びニを除く。）（前条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第三号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録試験業者の地位の承継の届出)

第九条 法第四十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第四号による届出書に登記事項証明書その他の登録試験業者の地位を承継したことを証する書面を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録試験業者の試験所の変更の届出)

第十条 法第四十七条第一項の規定による届出をしようとする登録試験業者は、別記様式第五号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録試験業者の業務の休廃止の届出)

第十一条 法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする登録試験業者は、別記様式第六号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録外国試験業者の登録に係る準用)

第十二条 第一条から第四条までの規定は法第五十四条の登録の申請について、第五条の規定は法第五十四条の農林水産省令で定める区分について、第六条の規定は法第五十六条において準用する法第四十四条の登録について、それぞれ準用する。

(登録外国試験業者の登録に係る旅費の額の計算の細目)

第十三条 日本農林規格等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。)第十四条第五項において準用する令第七条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるるところによるものとする。

一 登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。

二 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しないこと。

三 登録の審査を実施する日数については、五日を超えない範囲内で農林水産大臣が必要と認める日数とすること。

四 旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。

五 農林水産大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。

(登録外国試験業者の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目)

第十四条 前条の規定は、令第十五条の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第一号及び第三号中「登録の審査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。

(登録外国試験業者の登録の更新に係る準用)

第十五条 第四条の規定は法第五十六条において準用する法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の登録の更新の申請について、第五条の規定は法第五十六条において準用する法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の農林水産省令で定める区分について、第六条の規定は法第五十六条において準用する法第四十四条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。

(登録外国試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出)

第十六条 第八条の規定は、登録外国試験業者(法第五十五条第一項に規定する登録外国試験業者をいう。以下同じ。)の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、第八条中「第四条第二項第二号(イ及びニを除く。)(前条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第十二条において準用する第四条第二項第二号(イ及びニを除く。）」又は第十五条において準用する同号(イ及びニを除く。）」と読み替えるものとする。

(登録外国試験業者の地位の承継の届出)

第十七条 第九条の規定は、法第五十六条において準用する法第四十六条第二項の規定による届出について準用する。

(登録外国試験業者の試験所の変更の届出)

第十八条 第十条の規定は、法第五十六条において準用する法第四十七条第一項の規定による届出について準用する。

(登録外国試験業者の業務の休廃止の届出)

第十九条 第十一条の規定は、法第五十六条において準用する法第四十八条第一項の規定による届出について準用する。

(センターの行う立入検査及び質問の結果の報告)

第二十条 法第六十六条第七項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 立入検査又は質問を行った登録認証機関、認証品質取扱業者(法第十条第五項に規定する認証品質取扱業者をいう。)、認証生産行程管理者(同項に規定する認証生産行程管理者をいう。)、認証流通行程管理者(同項に規定する認証流通行程管理者をいう。)、認証小分け業者(法第三十七条第一項第四号に規定する認証小分け業者をいう。)、認証輸入業者(法第三十七条第一項第五号に規定する認証輸入業者をいう。)、認証外国格付表示業者(法第十二条の二第二項に規定する認証外国格付表示業者をいう。)、認証方法取扱業者(法第三十八条第一項第一号に規定する認証方法取扱業者をいう。)、登録試験業者、法第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者(法第十条第一項に規定する取扱業者をいう。以下この号において同じ。)、指定農林物資の取扱業者又は法第六十八条第一項の表示を行った者の氏名又は名称及び住所

二 立入検査又は質問を行った年月日

三 立入検査又は質問を行った場所

四 立入検査又は質問に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法若しくは試験等の方法の区分

五 立入検査又は質問の結果

六 その他参考となるべき事項

(法第六十六条第一項から第五項までの規定による立入検査及び質問をずる職員の身分を示す証明書)
 第二十一条 法第六十六条第九項において準用する法第六十五条第六項の証明書は、別記様式第七号による。

第二十二條 登録試験業者又は登録外国試験業者は、毎年九月末日までにその前年度のこれらの者の試験等に係る登録標章を付した証明書の交付の実績を取りまとめ、センターを経由して農林水産大臣に報告しなければならない。

附則 抄

1 この省令は、農林物資規格法施行の日（昭和二十五年六月十日）から施行する。
 2 指定農林物資検査法施行規則（昭和二十三年農林省令第六十四号）は廃止する。

附則（昭和二十六年九月一日農林省令第六三号）

この省令は、昭和二十六年九月一日から施行する。

附則（昭和三〇年二月一九日農林省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年六月二五日農林省令第三六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一九日農林省令第三九号）抄

この省令は、農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第九十二号）の施行の日（昭和四十五年六月二十日）から施行する。

附則（昭和四七年二月四日農林省令第六二号）抄

この省令は、昭和四十七年十二月六日から施行する。

附則（昭和四八年三月九日農林省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年七月五日農林省令第四九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五八年七月三〇日農林水産省令第二九号）

この省令は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十八年八月一日）から施行する。

附則（昭和六一年三月二七日農林水産省令第一二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年一〇月二四日農林水産省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成五年七月二日農林水産省令第三一号）抄

(施行期日)

1 この省令は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成五年法律第七十七号）の施行の日（平成五年七月二十一日）から施行する。

附則（平成七年十一月一日農林水産省令第六〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年一月三一日農林水産省令第五号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月二二日農林水産省令第二四号）

(施行期日)

1 この省令は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第八八号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正法附則第六條第一項の規定による品質に関する表示の基準の設定については、この省令による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第三十三條の四の二の規定の例による。

附則（平成二二年六月九日農林水産省令第七〇号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年六月十日）から施行する。

(農林物資の製造業者等に関する経過措置)

第二条 改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「旧法」という。)第十四条第三項及び第四項の規定の適用については、この省令による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(以下「旧規則」という。)第二十六条、第二十七条の二及び第三十条の規定は、なおその効力を有する。

2 改正法附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九条の三第一項から第三項までの規定の適用については、旧規則第三十三条の二の規定は、なおその効力を有する。

(旧法の規定による格付業務を行う外国製造業者等の工場等における検査に要する旅費の額の計算の細目)

第三条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令(以下「改正令」という。)附則第四条第二項において準用する改正法による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第二十条後段の旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞ヶ関一丁目二番一号とすること。
- 二 検査を実施する日数については、三日とすること。
- 三 旅費法第六条第一項の旅費については、一万円とすること。
- 四 農林水産大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については算入しないこと。

附則(平成十二年八月一日 平成十三年農林水産省令第二六号)

(施行期日)

1 この中央省庁等改革推進本部令(以下「本部令」という。)は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(この本部令の効力)

2 この本部令は、その施行の日に、中央省庁等改革のための農林水産省組織関係省令の整備に関する省令(平成十三年農林水産省令第二六号)となるものとする。

(農林物資規格調査会の委員の任期に関する経過措置)

3 この本部令の施行の日の前日において従前の農林物資規格調査会の委員である者の任期は、第一条の規定による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第一条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附則(平成十三年三月九日農林水産省令第五四号)

(この省令は、公布の日から施行する。)

附則(平成十三年三月二日農林水産省令第五九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 独立行政法人農林水産消費技術センター法(平成十一年法律第八十三号。以下「センター法」という。)附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される旧法第一項に規定する旧法(以下「旧法」という。)第十四条第三項又は第四項の規定により、センターが格付に関する業務の一部を製造業者又は生産行程管理者に行わせる場合における、第二条の規定による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第二十八条の二の適用については、同条中「生糸」とあるのは、「生糸及び独立行政法人農林水産消費技術センター法(平成十一年法律第八十三号)附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される旧法第十四条第三項又は第四項の規定により、センターが格付に関する業務の一部を製造業者又は生産行程管理者に行わせる場合における当該格付に係る農林物資」とする。

2 センター法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第十九条の三第一項又は第二項の規定により、センターが格付に関する業務の一部を外国製造業者又は外国生産行程管理者に行わせる場合における、新規則第二十八条の二の適用については、同条中「生糸」とあるのは、「生糸及び独立行政法人農林水産消費技術センター法(平成十一年法律第八十三号)附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第十九条の三第一項又は第二項の規定により、センターが格付に関する業務の一部を外国製造業者又は外国生産行程管理者に行わせる場合における当該格付に係る農林物資」とする。

3 センター法附則第十一条第二項において準用する同項に規定する新法第二十条第三項の証明書は、附則別記様式による。

(処分、申請等に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた承認等の処分その他の行為(以下「承認等の行為」という。)又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた承認等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)は、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた承認等の行為又は申請等の行為とみなす。

附則別記様式

(表)

第	号			
年	月	日発行		
身 分 証 明 書				
氏 名				
年			月	日生
上記の者は、独立行政法人農林水産消費技術センター附則第11条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。				
印		独立行政法人農林水産消費技術センター		
独立行政法人農林水産消費技術センター理事長			印	

(裏)

独立行政法人農林水産消費技術センター法附則抜すい

(旧法の規定による格付業務を行う製造業者等に対するセンターによる立入検査)

第11条 農林水産大臣は、改正法附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第20条第2項の場合において必要があると認めるときは、センターに、附則第9条第1項の規定により読み替えて適用される旧法第14条第3項又は第4項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行い、又は格付の表示を付する製造業者又は生産行程管理者の工場、事務所又は倉庫その他の場所に立ち入り、格付（格付の表示を含む。）の状況又は農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。この場合における第10条第2項及び第14条の規定の適用については、同項中「ほか、」とあるのは「ほか、附則第11条第1項及び」と、同条第1号中「第10条」とあるのは「附則第11条第1項の規定により読み替えて適用される第10条」とする。

2 前項の規定による立入検査については、附則第8条の規定による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「新法」という。）第20条第3項及び第4項、第20条の2第2項及び第3項並びに第20条の3の規定を準用する。

3 第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律抜すい

(報告及び立入検査)

第20条 (略)

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(趣旨) 農林水産消費技術センター法附則抜すい

附則（平成一三年三月二六日農林水産省令第六一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年一〇月一九日農林水産省令第一三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年三月六日農林水産省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年三月二五日農林水産省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年七月三日農林水産省令第六〇号）

この省令は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年七月四日）から施行する。

附則（平成一四年一月八日農林水産省令第八五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年三月三一日農林水産省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年一〇月一七日農林水産省令第一一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年一〇月三一日農林水産省令第一一九号）

この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附則（平成一六年三月一八日農林水産省令第一八号）

この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附則（平成一六年六月二五日農林水産省令第五五号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成一六年七月二日農林水産省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年三月七日農林水産省令第一八号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成一七年三月七日）から施行する。

附則（平成一七年七月二九日農林水産省令第八六号）

この省令は、平成一七年七月三十日から施行する。

附則（平成一七年八月四日農林水産省令第八八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年三月一日から施行する。ただし、第五十六条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

（都道府県に関する経過措置）

第二条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「旧法」という。）第十四条第一項の規定により、条例で定めるところにより農林物資の格付に関する業務を行っている都道府県で、改正法附則第三条第一項の規定により格付を行うものの格付に係る検査及び格付実績の報告については、この省令による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第二十五条、第二十六条及び第九十六条第一項の規定は、なおその効力を有する。

（独立行政法人農林水産消費安全技術センターに関する経過措置）

第三条 改正法附則第四条第一項の規定により独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が行う格付に係る検査、格付手数料の額の認可、格付を行うべき農林物資の種類及び格付実績の報告については、旧規則第二十五条、第二十七条、第二十八条の二及び第九十六条第一項の規定は、なおその効力を有する。

（登録格付機関に関する経過措置）

第四条 改正法の施行の際現に旧法第十六条第二項の規定により農林水産大臣の登録を受けている法人で、改正法附則第五条第一項の規定により格付を行うものの格付に係る検査、格付手数料の額の認可、登録、格付業務規程、帳簿の記載及び格付実績の報告については、旧規則第二十五条から第二十七条まで、第四十九条から第五十一条まで、第五十三条、第五十四条及び第九十六条第一項の規定は、なおその効力を有する。

2 改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第二十条第一項の規定により立入検査を行う職員の身分を示す証明書については、旧規則第九十三条の規定は、なおその効力を有する。

3 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正令による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第三十条第六項の規定による都道府県知事の報告については、旧規則第九十五条第三項の規定は、なおその効力を有する。

（認定製造業者等に関する経過措置）

第五条 旧認定製造業者（改正法附則第六条第一項に規定する旧認定製造業者をいう。）で、同項の規定により格付を行うものの認定の技術的基準、格付に係る検査及び格付実績の報告については、旧規則第三十四条第一項、第三十六条及び第九十六条第二項の規定は、なおその効力を有する。

2 旧認定生産行程管理者（改正法附則第六条第二項に規定する旧認定生産行程管理者をいう。）で、同項の規定により格付を行うものの認定の技術的基準、格付に係る検査及び格付実績の報告については、旧規則第三十四条第二項、第三十六条及び第九十六条第二項の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第六条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第二十条第二項及び第二十条の二第一項の規定により立入検査を行う職員を身分を示す証明書については、旧規則第九十三条及び第九十三条の三の規定は、なおその効力を有する。

4 改正法附則第六条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第二十条の二第三項の規定によるセンターの報告については、旧規則第九十三条の二の規定は、なおその効力を有する。

（認定小分け業者に関する経過措置）

第六条 旧認定小分け業者（改正法附則第七条第一項に規定する旧認定小分け業者をいう。）で、同項の規定により格付の表示を付するものの認定の技術的基準及び格付の表示の実績の報告については、旧規則第三十九条及び第九十六条第三項の規定は、なおその効力を有する。

2 改正法附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第二十条第二項及び第二十条の二第一項の規定により立入検査を行う職員を身分を示す証明書については、旧規則第九十三条及び第九十三条の三の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第二十条の二第三項の規定によるセンターの報告については、旧規則第九十三条の二の規定は、なおその効力を有する。

（改正法附則第八条第一項の農林水産省令で定める証明書）

第七条 改正法附則第八条第一項の農林水産省令で定める証明書は、アイルランド、アメリカ合衆国、イタリヤ、英国、オーストラリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル又はルクセンブルクの政府機関によつて発行された証明書であつて、次の事項が記載されているものとする。

一 証明書を発行したものの名称及び住所
二 証明書の発行年月日
三 証明に係る指定農林物資の種類及び量

四 当該指定農林物資に係る旧法第十五条第二項に規定する生産行程管理者の認定に相当する行為を行った外国の機関の名称及び住所
五 当該指定農林物資について格付が行われたものである旨

（認定輸入業者に関する経過措置）

第八条 旧認定輸入業者（改正法附則第八条第一項に規定する旧認定輸入業者をいう。）で、同項の規定により格付の表示を付するものの認定の技術的基準及び格付の表示の実績の報告については、旧規則第四十四条及び第九十六条第三項の規定は、なおその効力を有する。

2 改正法附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第二十条第二項及び第二十条の二第一項の規定により立入検査を行う職員を身分を示す証明書については、旧規則第九十三条及び第九十三条の三の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第二十条の二第三項の規定によるセンターの報告については、旧規則第九十三条の二の規定は、なおその効力を有する。

（登録認定機関に関する経過措置）

第九条 旧登録認定機関（改正法附則第九条に規定する旧登録認定機関をいう。）で、改正法の施行後に同条又は改正法附則第十四条の規定に基づきなお従前の例により認定の業務を行うものの登録、業務規程、帳簿の記載、認定の報告及び格付実績又は格付の表示の実績の取りまとめの報告については、旧規則第五十七条、第五十八条、第六十条から第六十二条まで及び第九十六条第四項の規定は、なおその効力を有する。

2 改正法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第二十条第一項の規定により立入検査を行う職員を身分を示す証明書については、旧規則第九十三条の規定は、なおその効力を有する。

（登録外国格付機関に関する経過措置）

第十条 旧登録外国格付機関（改正法附則第十一条第一項に規定する旧登録外国格付機関をいう。）で、同項の規定により格付を行うものの格付に係る検査、格付手数料の額の認可、登録、格付業務規程、帳簿の記載及び格付実績の報告については、旧規則第六十四条、旧規則第八十条において準用する旧規則第四十九条から第五十一条まで並びに旧規則第八十二条、第八十三条及び第九十六条第一項の規定は、なおその効力を有する。

2 改正法附則第四十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧令第二十四条において準用する旧令第二十条の規定による旅費の額の計算については、旧規則第八十四条の規定は、なおその効力を有する。

(認定外国製造業者等に関する経過措置)

第十二条 旧認定外国製造業者(改正法附則第十二条第一項に規定する旧認定外国製造業者をいう。)で、同項の規定により格付を行うものの認定の技術的基準、格付に係る検査及び格付実績の報告については、旧規則第七十条、第七十三条及び第九十六条第二項の規定は、なおその効力を有する。

2 旧認定外国生産行程管理者(改正法附則第十二条第二項に規定する旧認定外国生産行程管理者をいう。)で、同項の規定により格付を行うものの認定の技術的基準、格付に係る検査及び格付実績の報告については、旧規則第七十条、第七十三条及び第九十六条第二項の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第十二条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第十九条の五の二の規定による外国製造業者等の公示については、旧規則第七十七条第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。

4 改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧令第二十条の規定による旅費の額の計算については、旧規則第七十九条の規定は、なおその効力を有する。

(認定外国小分け業者に関する経過措置)

第十三条 旧認定外国小分け業者(改正法附則第十三条第一項に規定する旧認定外国小分け業者をいう。)で、同項の規定により格付の表示を付するものの認定の技術的基準及び格付の表示の実績の報告については、旧規則第七十一条において準用する旧規則第三十九条及び旧規則第九十六条第三項の規定は、なおその効力を有する。

2 改正法附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第十九条の五の二の規定による外国小分け業者の公示については、旧規則第七十七条第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧令第二十条の規定による旅費の額の計算については、旧規則第七十九条の規定は、なおその効力を有する。

(登録外国認定機関に関する経過措置)

第十三条 旧登録外国認定機関(改正法附則第十四条に規定する旧登録外国認定機関をいう。)で、改正法の施行後に同条の規定に基づきなお従前の例により認定の業務を行うものの登録、業務規程、帳簿の記載、認定の報告及び格付実績又は格付の表示の実績の取りまとめの報告については、旧規則第八十五条において準用する旧規則第五十条、第五十一条及び第五十七条並びに旧規則第八十七条、第八十八条、第八十九条及び第九十六条第四項の規定は、なおその効力を有する。

2 改正法附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第十九条の五の二の規定による外国製造業者等の公示については、旧規則第七十七条第四項の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧令第二十八条において準用する旧令第二十四条において準用する旧令第二十条の規定による旅費の額の計算については、旧規則第九十条の規定は、なおその効力を有する。

(農林水産大臣への申出に関する経過措置)

第十四条 都道府県、センター、改正法の施行前に旧法第十六条第二項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人又は改正法の施行前に旧法第十九条の六の二第二項において準用する旧法第十六条第二項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人により付された格付の表示については、旧規則第九十四条の規定は、なおその効力を有する。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の廃止)

第十五条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(平成十三年農林水産省令第六十一号)は、廃止する。

附 則 (平成一七年一〇月二七日農林水産省令第一一三号)
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日農林水産省令第四三三号)
この省令は、会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年一月二二日農林水産省令第九〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月一六日農林水産省令第九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日農林水産省令第二八号) 抄
(施行期日)
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月二五日農林水産省令第四六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一〇月三一日農林水産省令第八二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月二二日農林水産省令第一五号)
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則様式第十三号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則様式第十三号によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(施行期日)

1 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二十二年二月四日農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年五月二二日農林水産省令第三三三号）

この省令は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十一号）の施行の日（平成二十一年五月三十日）から施行する。

附 則（平成二十二年八月二八日農林水産省令第五三三号）

1 この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

2 この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）別記様式第十二号による証明書及び旧規則別記様式第十三号による証明書は、それぞれこの省令による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）別記様式第十二号による証明書及び新規則別記様式第十三号による証明書とみなす。

附 則（平成二十二年七月二八日農林水産省令第四五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年一〇月五日農林水産省令第五五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年一二月二二日農林水産省令第六一〇号）

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二十三年八月三二日農林水産省令第五二二号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により従前の農林水産省の機関に対してされている送付その他の行為は、この省令の施行後は、改正後のそれぞれの省令の相当規定により相当の農林水産省の機関に対してされた送付その他の行為とみなす。

附 則（平成二十五年三月二九日農林水産省令第一九〇号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年九月一七日農林水産省令第五一〇号）

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二〇日農林水産省令第一三三〇号）

この省令は、食品表示法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十七年九月一五日農林水産省令第七〇号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二二日農林水産省令第一二二〇号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年六月二日農林水産省令第四三三〇号）

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十六条第一号、第四十六条第一項第四号イからニまで、第四十七条第一項から第四項まで、第五十二条第二項、第五十八条第一項及び別記様式第五号から第八号までの改正規定（公布の日から起算して三月を経過した日）
- 二 第七十八条の改正規定（平成二十九年四月一日）

(経過措置)

第二条 登録認定機関又は登録外国認定機関は、この省令の施行の際現に行っている認定について、この省令による改正後の農林物資の規格化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四十六条第一項第一号二（新規則第六十五条において準用する場合を含む。）の規定の例により、適正な条件を付するものとする。

2 前項の認定に係る認定事業者（新規則第四十六条第一項第一号二（一）に規定する認定事業者をいう。次条において同じ。）が平成二十八年度に行う新規則第四十六条第一項第一号二（一〇）に規定する報告については、なお従前の例による。

第三条 前条第一項の認定に係る認定事業者は、その行った格付又は格付の表示に関する記録であつてこの省令の施行の際現に存するものについて、新規則第四十六条第一項第一号二（一）（新規則第六十五条において準用する場合を含む。）の規定の例により、保存するものとする。

第四条 登録認定機関又は登録外国認定機関は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に行っている認定（有機農産物若しくは有機畜産物の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は指定農林物資の輸入業者（次項において「有機認定事業者」という。）に係るものに限る。）に係る新規則第四十六条第一項第四号イ（新規則第六十五条において準用する場合を含む。）に掲げる事項について、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して一年以内に、その事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他の適切な方法により提供することを要する。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から公表日（登録認定機関又は登録外国認定機関が前項の規定により同項に規定する事項について公衆の閲覧に供した日又はインターネットの利用その他の適切な方法による提供を開始した日のいずれか早い日をいう。）までの間に同項の登録認定機関若しくは登録外国認定機関が同項の認定に係る有機認定事業者に対し新規則第四十六条第一項第三号ニ若しくはホ（新規則第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による請求をした場合、当該有機認定事業者が格付に関する業務を廃止した場合又は当該登録認定機関若しくは登録外国認定機関が当該有機認定事業者に係る認定の取消しをした場合における当該登録認定機関又は登録外国認定機関が公衆の閲覧に供し、及びインターネットの利用その他の適切な方法により提供すべき事項並びに農林水産大臣に提出すべき報告書については、新規則第四十六条第一項第四号ロからニまで（新規則第六十五条において準用する場合を含む。）及び第四十七条第二項から第四項まで（新規則第六十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二十九年八月三日農林水産省令第五〇号）

この省令は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成三〇年三月二九日農林水産省令第一六号）

この省令は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附則（平成三一年一月二五日農林水産省令第一号）

この省令は、平成三十一年一月二十七日から施行する。

附則（平成三一年四月二四日農林水産省令第三九号）

この省令は、平成三十一年四月二十八日から施行する。

附則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年二月二六日農林水産省令第四七号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年一月三一日農林水産省令第五号）

この省令は、欧州連合に関する条約第五十条の3の規定による英国の欧州連合からの脱退の日から施行する。

附則（令和二年七月一六日農林水産省令第五四号）

この省令は、令和二年七月十六日から施行する。

附則（令和二年二月二一日農林水産省令第八三号）

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年四月一日農林水産省令第二五号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第四十六条の改正規定（同条第一項第四号の次に一号を加える部分に限る。）及び第六十五条の改正規定は令和四年一月一日から、第七十八条の改正規定（同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）は令和五年一月一日から施行する。

附 則 (令和三年二月七日農林水産省令第六八号)

この省令は、令和四年一月六日から施行する。

附 則 (令和四年九月七日農林水産省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和四年十月一日)から施行する。

(外国格付の表示を付している者の届出)

第二条 改正法附則第三条第二項の規定による届出は、附則別記様式の届出書を独立行政法人農林水産消費安全技術センターを経由して農林水産大臣に提出して行わなければならない。附則別記様式(附則第二条関係)

附則別記様式（附則第二条関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

事 業 者 名

外国格付の表示届出書

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業者の氏名又は名称及び住所
- 2 事業者の代表者又は管理人の氏名
- 3 外国格付の表示を付している農林物資の種類
- 4 外国格付の表示を付している事業所の名称及び所在地

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式第十二号から第十七号まで及び第十九号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれこの省令による改正後の別記様式第一号から第七号まで（次項において「新様式」という。）によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕ってそれぞれ新様式として使用することができる。

様式第一号（第四条、第七条、第十二条及び第十五条関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者名

住 所

代表者氏名

登録試験業者〔登録外国試験業者〕登録〈登録の更新〉申請書

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第43条第1項（第45条第2項において準用する法第43条第1項）〔第54条（第56条において準用する法第45条第2項において準用する法第43条第1項）〕の規定に基づき、登録試験業者〔登録外国試験業者〕の登録〈登録の更新〉を受けたいので、農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第4条第2項（第7条において準用する同令第4条第2項）〔第12条において準用する同令第4条第2項（第15条において準用する同令第4条第2項）〕に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 試験等を行おうとする区分
- 2 試験等を行う試験所の所在地

別記様式第二号

	登録 番号	登録 年月日	登録した試験等の方法 の区分	登録試験業者又は登録外国 試験業者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあつて は代表者の氏名	試験等 を行う 試験所 の名称 及び所 在地	登録 更新 番号	登録 更新 年月 日
登録試験業者							
登録外国試験業者							

様式第三号（第八条及び第十六条関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録試験業者〔登録外国試験業者〕名
住 所
代 表 者 氏 名登録試験業者〔登録外国試験業者〕の登録（登録の
更新）申請書の添付書類の記載事項の変更届出書

登録（登録の更新）申請書の添付書類の記載事項に変更があったので、農林水産省関係
日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第8条〔第16条におい
て準用する同令第8条〕の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更した年月日
- 3 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

様式第四号（第九条及び第十七条関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録試験業者〔登録外国試験業者〕名
住 所
代 表 者 氏 名

登録試験業者〔登録外国試験業者〕の地位の承継届出書

登録試験業者〔登録外国試験業者〕の地位を承継したので、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第46条第2項〔第56条において準用する同法第46条第2項〕の規定に基づき、地位を承継した事実を証する書面を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 被承継者の名称及び住所
- 2 被承継者の代表者の氏名
- 3 承継の期日
- 4 承継の理由
- 5 試験等を行う試験所の所在地

様式第五号（第十条及び第十八条関係）

年 月 日
農林水産大臣 殿
登録試験業者〔登録外国試験業者〕名 住 所 代 表 者 氏 名
登録試験業者〔登録外国試験業者〕の試験所の変更届出書
日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第47条第1項〔第56条において準用する同法第47条第1項〕の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。
記
1 変更しようとする試験所の名称及び所在地
2 変更の予定年月日
3 変更の理由

備考 「1 変更しようとする試験所の名称及び所在地」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

様式第六号（第十一条及び第十九条関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録試験業者〔登録外国試験業者〕名
住 所
代 表 者 氏 名

登録試験業者〔登録外国試験業者〕の業務休止（廃止）届出書

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第48条第1項〔第56条において準用する同法第48条第1項〕の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする業務の範囲
- 2 休止（廃止）の予定年月日
- 3 休止の期間
- 4 休止（廃止）の理由

備考 「3 休止の期間」は、業務の廃止の場合には省略するものとする。

様式第七号（第二十一条関係）

(表)

		第	号
		年	月
		日発行	
身 分 証 明 書			
氏名			
		年	月
		日生	
写 真	上記の者は、日本農林規格等に関する法律第66条第1項から第5項までの規定による立入検査及び質問をする職員であることを証明する。		
	独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長		

(裏)

日本産産規格等に関する法律（第）

(立入検査等)

第64条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録証記載欄若しくはその登録証記載欄とその業務に関して関係のある事業者に対し、登録に関する業務若しくは検査、審査その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、調査に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録品質検査業者、登録生産管理業者、登録流通管理業者、登録小分け業者、登録輸入業者、登録外国産付表示業者若しくは登録方法検査業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸入業者若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、格付（格付の表示を含む。以下この項及び次条第2項において同じ。）の外国産付の表示若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示に關し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の工場、工場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付、外国産付の表示若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

3 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録試験業者若しくはその登録試験業者と其の業務に関して関係のある事業者に対し、試験等に関する業務に關し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の試験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

4 内閣総理大臣又は主務大臣（第61条第1項の内閣府令・主務府令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣）は、この法律の施行に必要な限度において、第59条第1項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、品質に関する表示に關し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の工場、工場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

5 主務大臣は、第68条の規定の施行に必要な限度において、同条第1項の表示を行った者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その表示に關し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の工場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

6 前各条の規定により立入検査又は開問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
7 第1項から第5項までの規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(センターによる立入検査等)

第65条 農林水産大臣は、前条第1項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録品質検査業者、登録生産管理業者、登録流通管理業者、登録小分け業者、登録輸入業者、登録外国産付表示業者若しくは登録方法検査業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸入業者又はこれらの者と其の事業に関して関係のある事業者の工場、工場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、登録に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 農林水産大臣は、前条第2項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録品質検査業者、登録生産管理業者、登録流通管理業者、登録小分け業者、登録輸入業者、登録外国産付表示業者若しくは登録方法検査業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸入業者又はこれらの者と其の事業に関して関係のある事業者の工場、工場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、格付、外国産付の表示若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

3 農林水産大臣は、前条第3項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録試験業者又はその登録試験業者と其の業務に関して関係のある事業者の試験所、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

4 農林水産大臣は、前条第4項の規定によりその職員に立入検査又は質問を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、センターに、第59条第1項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者又はその者と其の事業に関して関係のある事業者の工場、工場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

5 農林水産大臣は、前条第5項の場合において必要があると認めるときは、センターに、第68条第1項の表示を行った者又はその者と其の事業に関して関係のある事業者の工場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

6 農林水産大臣は、前各条の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査又は質問の目的、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
9 第1項から第5項までの規定による立入検査又は質問については、前条第6項及び第7項の規定を適用する。

第66条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。
一 第64条第1項から第5項までの規定による報告若しくは帳簿の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第1項から第5項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に對して答をせず、若しくは虚偽の答をしたとき。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B8 とすること。